

建設業者の皆さんへ

- 入札・契約制度の改正について -

入札・契約制度について、次のとおり改正いたします。

1. 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引き上げについて

当分の間、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定基準を、下記のとおりとします。

改正後	現行
直接工事費の100% （ただし土木工事と舗装工事以外は上記の 95% （95%））	直接工事費の95% （ただし土木工事と舗装工事以外は上記の 95% （90.25%））
共通仮設費の100%	共通仮設費の90%
現場管理費の70%	現場管理費の70%
一般管理費の30%	一般管理費の30%
～ の合計（1万円未満の端数は切り捨て）	～ の合計（1万円未満の端数は切り捨て）

2. 適用時期

平成22年10月26日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用。